

県では、平成23年4月を目途に、県立病院の地方独立行政法人化に向けた検討・準備を進めています。

この度の平成22年6月県議会に「定款案」と「評価委員会条例案」を上程しましたので、今回はその概要についてお知らせします。



6月定例県議会

地方独立行政法人 山口県立病院機構の 「定款案」「評価委員会条例案」を上程しました！

定款とは

地方独立行政法人の設立目的、業務範囲などの基本的な事項を定めるものです。県による新たな法人の設立に向けて、県議会の議決を経て定款を定め、総務大臣の認可を受けることとなります。



定款案の主な内容

目的

第1条 この地方独立行政法人は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに医療従事者等の研修を行うことにより、県民の健康の保持増進を図り、もって健康で文化的な生活の向上に資することを目的とする。

現在の病院設置条例の目的と同じ内容であり、法人化後もその目的が変わらないことを明らかにしています。

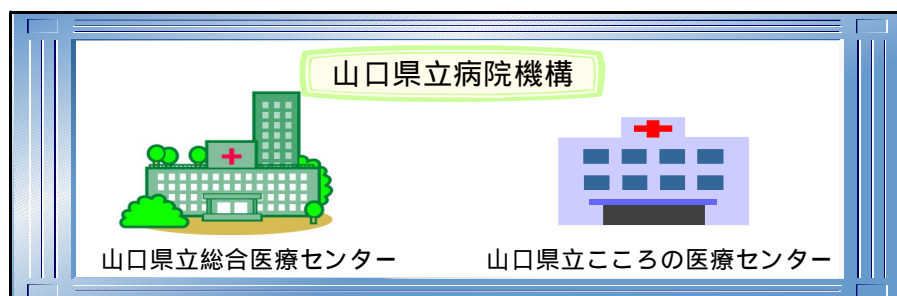


名称

第2条 この地方独立行政法人の名称は、地方独立行政法人山口県立病院機構とする。

新たな法人の名称は、病院事業を行わせるために山口県が設立した法人であることを明らかにするため「山口県立病院機構」としています。

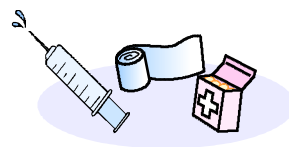
また、2病院の名称は、県民に親しまれている等の理由から、現在と同様の「山口県立総合医療センター」「山口県立こころの医療センター」としています。



業務の範囲

第16条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- 1 医療を提供すること。
- 2 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- 3 医療従事者等の研修を行うこと。
- 4 前各号の業務に附帯する業務を行うこと



法人が行う業務を列記しています。

業務範囲の決定を受け、今後、法人が県民に提供すべきサービスや業務の質の向上に関する事項等を中期目標（県が法人に示す達成目標）、中期計画（中期目標を達成するための法人の計画）の中で具体的に取り組んでいくこととなります。

その他

その他、役員や理事会、資本金や財産等について規定しています。

評価委員会とは

県の附属機関として、県が策定する中期目標に対する意見や、法人の業務実績の評価・改善勧告等を行うために設置するものです。

法人の運営に関して重要な役割を果たす組織です。



議案の可決後は、評価委員会を設置し、法人の運営方針となる「中期目標」「中期計画」等の策定に向けた作業を進めます。

《ご意見をお寄せください》

県では、県立病院の独法化に関して、職員の皆さんの御意見を受け付けています。みなさんからいただいた御意見は法人化委員会において委員へ報告することとしていますので、忌憚のない御意見をお寄せ下さい。
(提出先: : 各病院事務局に設置の独法化意見箱)

NewsLetter

～山口県立病院の独法化について～第11号
発行：健康福祉部医療保険課県立病院班
TEL:083-933-2910
FAX:083-933-2939
E-mail: a15100@pref.yamaguchi.lg.jp

